

Commissioner

Handbook

コミッショナーハンドブック

(県連盟コミッショナー編)

2018年 (平成30年) 第1版



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

目 次

第1章	県連盟コミッショナーとして	1
第2章	県連盟コミッショナーの就任に至る経緯と任務について	1
第3章	地区コミッショナーとの協働	2
第4章	県連盟理事会への支援	3
第5章	県連盟副コミッショナーの活用	3
第6章	指導者の資質の向上	4
第7章	全国県連盟コミッショナー会議への出席	5
第8章	県連盟内のコミッショナー会議の開催	6
第9章	名誉会議の開催	6
第10章	県連盟役員選考への支援	6
第11章	全国ローバースカウト会議への支援	7
第12章	多団体との協調と連携	7

第1章 県連盟コミッショナーとして

県連盟コミッショナーは県連盟におけるスカウト運動が、日本連盟の規程と方針に従って展開されるように指導・助言を行い、県連盟理事会の運営方針に基づき、特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について理事会に対して責任を負うとともに教育指導面で県連盟を代表する役割を担っています。

県連盟コミッショナーは、スカウト運動の原理とスカウト教育法を正しく理解し、隊・団の意見を地区コミッショナーや直接聴くことを通じて把握し、県連盟の施策に反映するとともに、必要に応じて日本連盟に働きかけを行うなど、自県連盟内のスカウト運動を正しく推進しなければならない責務を負っています。

第2章 県連盟コミッショナーの就任に至る経緯と任務について

県連盟コミッショナーは、所属県連盟におけるスカウト教育に携わる指導者を主導する重要な任務を有しており、具体的に活動を展開して行くうえでの確かな指導・助言ができるとともに、指導者を通じてスカウト教育を行うとことに情熱と気概をもって積極的に取り組む行動力と心構えが必要です。

つまり、「県連盟コミッショナーは、当該県連盟内におけるスカウト教育の主導者としてスカウトを成長させる重要な責務を有する。」と言えます。そのためには、組織や運営にも助言を行い、適正な発展ができるよう援助しなければなりません。

教育規程4-19によると県連盟コミッショナーの委嘱および任務等は、以下のようになっています。

県連盟コミッショナーは、県連盟理事会の議決を経て、連盟長が推薦し、日本連盟コミッショナーが理事長と協議して委嘱する。

- ② 県連盟コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。
- ③ 県連盟コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
 - (1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること
 - (2) 本運動の経験及び知識を有すること
 - (3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること
 - (4) コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程を修了した者又は就任後速やかにコミッショナー上級訓練課程を修了できる者であること
- ④ 県連盟コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
 - (1) 県連盟コミッショナーは、県連盟における本運動が、本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに県連盟内の指導者に対して助言及び指導を行う。
 - (2) 県連盟コミッショナーは、県連盟理事会の下でスカウト教育について純正な推進を図り、県連盟理事会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で県連盟を代表する。
 - (3) 県連盟コミッショナーは県連盟副コミッショナーを統括し所管する任務を分担させると

- もに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。
- (4) 県連盟コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。
 - (5) 県連盟コミッショナーは、県連盟内コミッショナー会議を主宰する。
 - (6) 県連盟コミッショナーは、別に定める県連盟の規定に基づき県連盟名誉会議を主宰する。

第3章 地区コミッショナーとの協働

県連盟内に地区を設けている県連盟コミッショナーは、地区コミッショナーと協働して日本連盟及び県連盟の方針・施策の推進を図らなければなりません。そのためには日ごろから地区コミッショナーと密接な連絡を取ることが重要であり、県連盟内コミッショナー会議・地区訪問などあらゆる機会を通じて連携を保つことが求められます。

県連盟コミッショナーは地区コミッショナーと平素から良好な関係を築いておく必要があります。特に教育・指導面に関して十分な連携のもとに円滑な推進を図らなくてはなりません。その意味で地区訪問や、団・隊訪問は、激励の傍ら悩みや課題を直接現場で確認できることから、解決に向けて指導・助言が早期に行うことが出来ます。

また、県連盟コミッショナーには、「教育規程4-19」に示されている「県連盟コミッショナーの任務」に記載のない重要な任務があります。それは、「教育規程2-12 県連盟の加盟登録審査」です。これは日本連盟に代わって県連盟内の団の新規又は継続の加盟登録を審査する任務です。県連盟によっては地区コミッショナーに委任し、業務を実施している場合もありますが、最終的には、地区コミッショナーの協力を得て、その適否を判断する必要があります。(詳細は地区コミッショナー編参照)

継続登録の際、継続登録の条件が厳しい状況にある団については、猶予期間と改善方法を指導するとともに、場合によっては、地区コミッショナーと共に直接指導の必要が課せられることになります。さらに猶予期間満了の際に、全く改善が見られない場合は継続登録不可という判断も必要です。これが県連盟コミッショナーに与えられた重要な権限です。しかし、運動発展のために必要な場合もありますが、乱用は慎み、スカウトの成長を考え、改善し、団が発展できる方向を示唆しながら支援を行うことが望まれます。

又、登録前のe-ラーニング(登録前研修)やセーフ・フロム・ハームセミナーを実施し、運動の質を高める任務も担っています。

なお、地区を持たない県連盟は、県連盟コミッショナーグループで役務を分担してそれらの業務を担う必要があります。具体的にはコミッショナーハンドブック地区コミッショナー編を参照ください。

第4章 県連盟理事会への支援

各県連盟の連盟長は県連盟の統理者として、理事長は県連盟の総理者として、それぞれ県連盟の重要な役職にあります。

県連盟コミッショナーは、県連盟内の教育・指導に関する代表者として連盟長及び理事長に対しては、良き相談相手となるとともに、良き協力者であることが求められます。

理事会は、県連盟の重要事項を協議決定する意思決定機関であるため、県連盟コミッショナーは理事会に参席し、教育・指導面について理事会と共通理解を持っておくことが大切です。また、理事長を補佐する重責を担っているため、理事会などでは理事長の近くに席を置き、必要な助言をする必要があります。

各種運営委員会は、隊指導者を支援するための委員会であることから、常に友好関係を保つと共に、あらゆる場面で県連盟コミッショナーの支援が重要です。各種運営委員会の年間事業計画策定に関してもいろいろな面で支援することが求められます。

また、理事会以外でも県連盟総会などの県連盟の意思決定の場面では、連盟長や理事長に対しての助言も大切な任務の一つです。

第5章 県連盟副コミッショナーの活用

県連盟コミッショナーの任務は多岐にわたっているため、到底一人でなし得るものではありません。県連盟副コミッショナーを選任し、任務を分担する必要があります。

任務を分担された県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの代理、または代行者ではなく、あくまでも協力者、補佐役として他の県連盟副コミッショナーと協働して分掌された事項を十分に理解し、与えられた任務の遂行に責任をもって努力することが求められます。

県連盟では、運営面を担当する各種委員会への協力支援、あるいは各部門のプログラム支援が大切であり、県連盟コミッショナー一人で業務を遂行することは非常に難しいことから、副コミッショナーの任務分担によって推進を図ります。

例えば、組織拡充関係委員会なら登録関係及び広報、プログラム・行事関係委員会ならヒントの提供や模範指導またジャンボリー支援、キャンボリー支援、指導者養成関係委員会なら訓練計画の準備、安全関係委員会ならセーフ・フロム・ハームへの取り組み、国際関係委員会なら国際交流の派遣・受け入れがそれぞれ主な業務と考えられます。この業務の多様さに多くの方々の支援をいただきます。

なお、県連盟副コミッショナーの人数、任務の分担等については、県連盟の実情に合わせて行うこととし、選任に当たっては県連盟コミッショナーの推薦により県連盟理事会の承認を得て、県連盟の連盟長より委嘱をします。

第6章 指導者の資質の向上

隊指導者が青少年に楽しいスカウティングを提供できるようになる基礎を修得するため、指導者養成計画は、この運動にとって重要な取り組みの一つです。成人指導者の協力は、スカウトにとって欠かすことのできない極めて大きな役割であり、その指導者の資質によってスカウトが進歩・成長することを思えば、指導者訓練あるいは学習の機会を疎かにすることなく、積極的にその機会を提供するとともに多くの参加者確保のための事前の取り組みが必要となります。

この重要な施策の実施にあたっては、指導者養成計画の策定についてはコミッショナーチームが行い、指導者養成関係委員会が開催の準備を進め、トレーニングチームが指導面（所員など）を担当することが基本となります。

また、定型訓練の基礎訓練課程は、トレーナーである所長（主任講師）が履修（修了）認定を行い、上級訓練課程の修了認定は県連盟コミッショナーが行うこととなっており、認定後の指導者に対し、将来にわたる活動への激励や今後の活躍を期待するため自己研修の重要性を説明し、変わらぬ情熱の維持を決意して欲しいものです。

教育規程第8章「指導者養成」8-1「基本」は、以下のようになっています。

8-1

本連盟は、教育規程に定める教育の目的（教育規程1-3）を達成するために、各県連盟とともに本運動の目的・原理・方法を正しく理解し、積極的に青少年プログラム活動を支援できる指導者を継続的かつ効果的に養成する。

②県連盟は、前項に定められたもののほか、地域の実情に即して、定期的又は随時、指導者へ研修の機会を設けるとともに日常の任務への支援を行う。

③訓練機関の日程、家業、編成その他基準については、別に定める。

（1）県連盟トレーニングチームに関すること

前述のように県連盟内の指導者の資質の向上を図るため、県連盟の関係委員会と協議して県連盟トレーニングチームを設置し、具体的な指導者訓練を実施します。

教育規程で定める県連盟コミッショナーの任務に「トレーニングチームを統括する」があり、このことに基づき県連盟コミッショナーが統括します。

このチームには、教育規程 施行細則【8-16-1】に示された通り、県連盟内のすべてのリーダートレーナー及び副リーダートレーナーが所属します。

県連盟コミッショナーは県連盟内で教育・指導面の代表者として多くの任務を有しているため、指導者研修など専門性の高い事項については県連盟トレーニングチームを活用するとともに、その運営についてはチーム責任者に委任するなど役割分担を行う必要があり、次の事項についてその任に当たります。

- ① 県連盟トレーニングチームに方向性を与える。
- ② 県連盟トレーニングチームの人事。
- ③ 県連盟トレーニングチームの年間活動予算の確保。
- ④ 課題研修・課題研究や、奉仕実績訓練に取り組む指導者へのトレーナーの任務分担に積極的に関与する。
- ⑤ 県連盟内のリーダートレーナーや副リーダートレーナーを計画的に養成する。

また、県連盟トレーニングチーム責任者の具体的内容は次のとおりである。

- ① 主要スタッフの選任
- ② 県連盟開設の訓練コースの運営・実施
- ③ 県連盟主催の定型外訓練の計画、開設、実施
- ④ 課題研修（第1教程）や、奉仕実績訓練（第3教程）に関わる支援体制の計画・実施
- ⑤ 地区主催の定型外訓練への支援の実施
- ⑥ 指導者訓練に関する研究、資料の作成
- ⑦ その他、県連盟トレーニングチーム所管業務の計画、遂行に関すること

なお、指導者訓練の所管委員会と協働して行う指導者訓練の主体性は、立案段階及び企画段階まで、計画、実施段階以降については、トレーニングチームに委ねます。ただし、最終段階の評価、反省については県連盟コミッショナーが行う必要があります。

県連盟トレーニングチームの要員は日本連盟リーダートレーナー及び副リーダートレーナーのみでなく、ウッドバッジ実修所修了者を県連盟内の手続きを経てトレーニングチーム要員として委嘱し、県連盟トレーニングチームの充実を図ることも大切です。

第7章 全国県連盟コミッショナー会議への出席

県連盟コミッショナーの責務は、日本連盟の施策・方針を自県連盟内に浸透させ、実施展開することです。また県連盟の方針についても十分に理解し、スカウト活動が純粹に展開できるように県連盟内を指導する責任があります。そのためには日本連盟コミッショナーが招集する「全国県連盟コミッショナー会議」は大変重要な会議で、必ず出席して指導面に関する県連盟の意見を述べることが重要です。その機会を利用して日本連盟の施策・方針の詳細を確認し、自県連内の状態を踏まえて施策・方針に反映させることが大切な役目です。また全国の県連盟コミッショナーとも相談できる良い機会でもありますことから全国県連盟コミッショナー会議に出席することは、県連盟コミッショナーの大変重要な責務です。

また本会議以外にも、ブロック内のコミッショナー会議、およびブロック会議の構成員として出席し、効果的な施策の実施に向け近県連盟と密接な連絡調整を図りその推進に寄与することが求められています。

第8章 県連盟内コミッショナー会議の開催

これらの任務を確実に進めていくために、自身の協力者とのコミュニケーションを常日頃から取っておく必要があります。日本連盟の施策・方針を各団・隊に通達して実施展開の支援をするのは地区コミッショナーの大切な役割です。また各団・隊の意向を県連盟に伝えて、対策を協議するという重要な役割を担っているのも地区コミッショナーです。その地区コミッショナーと定期的に会合を持つために、事前に県連盟副コミッショナーと県連盟内コミッショナー会議の議題について協議することも必要になってきます。

会議開催の目安は、地区内のラウンドテーブルや各種運営委員会も毎月開催されていることなどを考慮すると、毎月一回開催を基本とします。この県連盟内コミッショナー会議の主宰者は県連盟コミッショナーであり、県連盟コミッショナーの責任において開催することとなります。

第9章 名誉会議の開催

県連盟名誉会議は、県連盟役員として、名誉に関すること、感謝、表彰に関することについて審議、決定し、また日本連盟表彰の推薦等を審議するものとして会議を開催します。

県連盟コミッショナーはその議長となり、会議を主宰する。その構成、運営等は県連盟において定めます。

表彰基準は、「中央名誉会議審査基準」及び「県連盟表彰基準」などで規程されていますが、社会情勢などの変化に対応するうえで、定期的に内容の見直しを図っていかねばなりません。

なお、県連盟表彰など県連盟名誉会議での審議内容は、県連盟コミッショナーが理事会に報告する以外は誰にもこれを公表しません。

なお、審査にあたっては、前述の「中央名誉会議審査基準」「県連盟表彰基準」及び県連盟名誉会議幹事の手引き（日本連盟名誉会議）を基に審議し、公正を図ります。

第10章 県連盟役員選考への支援

県連盟の役員選考は、選考委員会を設置し候補者を選任する場合、学識経験者理事の推薦にあたっては、財界、経済界、教育界、など幅広い分野の有識者、経験者を得ることにより県連盟運営が新鮮な効果をもたらすことが期待されます。日頃から意識して人材の発掘に心がけ、県連盟コミッショナーとしては、発展的かつ公平中立的な立場で会議に出席することが必要と考え、将来の県連盟運営を前向きに考え選考したいものです。

第11章 全国ローバースカウト会議への支援

平成24年5月に全国ローバースカウト会議（Rover Scout Council of Japan 略称：RCJ）が設立されました。運営委員を中心に全国の青年世代の加盟員とともにローバースカウト部門の活性化を目指し、多様な活動機会を提供することを狙っています。

自団での活動の参考となる情報や全国的な行事の発信、あるいは、若い青年の声（意思）を日本連盟施策に反映させること、また、全国大会（総会）、野営大会など様々な活動を展開しつつあります。

この活動は、将来の指導者の人材を得られるだけでなく、世界に通用する人材の卵を温める（活きた活動）だと考え、積極的に奨励し推進することが県連盟コミッショナーには求められています。県内のローバースカウトの活動の活性化、あるいは成長を願い、その先頭に立ってRCJを支援してください。ローバースカウトは、発電所だと言われ、スカウト運動の発展に対するエネルギーを大きく発電してくれます。県連盟代表の推薦や全国大会への代表の派遣には特に留意し、その成長を応援してください。

第12章 多団体との協調と連携

県連盟内のスカウト運動は、県連盟内における地域の人々の協力によって支えられています。そのため都道府県内の青少年健全育成に関わる他の団体とは常に情報交換を行い、友好的関係を保つ必要が求められます。また、諸団体からの協働要請によっては、自組織内の協議決定に基づき、いつでも要請団体と協働できる体制を整え、地域の青少年健全育成に貢献することも必要です。

また、スポーツイベントの表彰式や国旗掲揚、パレード等の支援要請もあり、厳粛な式典に寄与できるよう、行事関係委員会と連携をとり、日頃から基本動作の確認を怠らないようにしてください。

以 上



第11章 全国ローバースカウト会議への支援

平成24年5月に全国ローバースカウト会議（Rover Scout Council of Japan 略称：RCJ）が設立されました。運営委員を中心に全国の青年世代の加盟員とともにローバースカウト部門の活性化を目指し、多様な活動機会を提供することを狙っています。

自団での活動の参考となる情報や全国的な行事の発信、あるいは、若い青年の声（意思）を日本連盟施策に反映させること、また、全国大会（総会）、野営大会など様々な活動を展開しつつあります。

この活動は、将来の指導者の人材を得られるだけでなく、世界に通用する人材の卵を温める（活きた活動）だと考え、積極的に奨励し推進することが県連盟コミッショナーには求められています。県内のローバースカウトの活動の活性化、あるいは成長を願い、その先頭に立ってRCJを支援してください。ローバースカウトは、発電所だと言われ、スカウト運動の発展に対するエネルギーを大きく発電してくれます。県連盟代表の推薦や全国大会への代表の派遣には特に留意し、その成長を応援してください。

第12章 多団体との協調と連携

県連盟内のスカウト運動は、県連盟内における地域の人々の協力によって支えられています。そのため都道府県内の青少年健全育成に関わる他の団体とは常に情報交換を行い、友好的関係を保つ必要が求められます。また、諸団体からの協働要請によっては、自組織内の協議決定に基づき、いつでも要請団体と協働できる体制を整え、地域の青少年健全育成に貢献することも必要です。

また、スポーツイベントの表彰式や国旗掲揚、パレード等の支援要請もあり、厳粛な式典に寄与できるよう、行事関係委員会と連携をとり、日頃から基本動作の確認を怠らないようにしてください。

以上

コミッショナーハンドブック（県連盟コミ編）

平成30年5月8日 第1版

発行



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

〒113-0033

東京都文京区本郷 1-34-3

電話 : 03-5805-2634(教育開発部)

ファックス : 03-5805-2908

E-mail : komi@scout.or.jp
